

大阪広域水道企業団処務規程及び大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月29日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第23号

大阪広域水道企業団処務規程及び大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団処務規程の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団処務規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(分課) 第1条 大阪広域水道企業団水道企業条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第2号)第4条に規定する経営管理部に <u>危機管理課、経営企画課、広域連携課、広域調整課、総務課及び財務課</u> を置く。	(分課) 第1条 大阪広域水道企業団水道企業条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第2号)第4条に規定する経営管理部に <u>経営企画課、危機管理課、広域連携課、広域調整課、総務課及び財務課</u> を置く。
2 (略)	2 (略)
(分掌) 第3条 第1条第1項に規定する <u>危機管理課、経営企画課、広域連携課、広域調整課、総務課及び財務課</u> の分掌事務は、次のとおりとする。 <u>危機管理課</u> (1) <u>危機管理の総合調整、企画及び広報に関すること。</u> (2) <u>職員の人材養成に関すること。</u> (3) <u>各種機関との調整に関すること(他課分掌のものを除く。)</u> 経営企画課 (1)～(6) (略) (7) 広報、広聴並びに情報の公開及び公表の企画及び総合調整に関すること <u>(他課分掌のものを除く。)</u> (8)～(11) (略)	(分掌) 第3条 第1条第1項に規定する <u>経営企画課、危機管理課、広域連携課、広域調整課、総務課及び財務課</u> の分掌事務は、次のとおりとする。 経営企画課 (1)～(6) (略) (7) 広報、広聴並びに情報の公開及び公表の企画及び総合調整に関すること。 (8)～(11) (略)

<p>(略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>危機管理課</p> <p><u>(1) 危機管理の総合調整及び企画に関すること。</u></p> <p><u>(2) 職員の人材養成に関すること。</u></p> <p><u>(3) 各種機関との調整に関すること</u> <u>(他課分掌のものを除く。)</u></p> <p>(略)</p> <p>2～4 (略)</p>
---------------------------	--

(大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、企業団の事業のうち、<u>次の各号に掲げる事務を掌理させるため、企業団に当該各号に定める職を置く。</u></p> <p><u>(1) 危機管理の総合調整、企画及び広報並びに人材育成に関する重要な事務</u> <u>危機管理監</u></p> <p><u>(2) 経営、企画、広報、広域連携及び広域調整に関する重要な事務</u> <u>経営戦略担当部長</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(部等に置く職)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 課に官、参事、課長補佐、<u>副参事</u>及び主査</p> <p>(出先機関に置く職)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>(職の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、企業団の事業のうち、<u>経営、企画、危機管理及び広域連携に関する重要な事務を掌理させるため、企業団に経営戦略担当部長を置く。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(部等に置く職)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 課に官、参事、課長補佐及び主査</p> <p>(出先機関に置く職)</p> <p>第4条 (略)</p>

<p>2 前項に定めるもののほか、出先機関に参事、課長補佐、<u>副参事</u>及び主査を置くことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(職務権限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 部長、部に置く課の課長、場長及び所長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。ただし、経営管理部長にあつては、経営企画課、危機管理課、広域連携課及び広域調整課に属する事務のうち<u>危機管理監及び</u>経営戦略担当部長の所掌する事務を除く。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>危機管理監は、上司の命を受け、危機管理の総合調整、企画及び広報並びに人材育成に関する事務を統括し、当該事務を処理するため、危機管理課に属する職員を指揮監督する。</u></p> <p>5 経営戦略担当部長は、上司の命を受け、経営、企画、<u>広報</u>、広域連携及び広域調整に関する事務を統括し、当該事務を処理するため、経営企画課、広域連携課及び広域調整課に属する職員を指揮監督する。</p> <p><u>6～8</u> (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 課長補佐<u>及び副参事</u>は、課長を補佐するとともに、上司の指揮を受け、担当事務を掌理する。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、出先機関に参事、課長補佐及び主査を置くことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(職務権限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 部長、部に置く課の課長、場長及び所長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。ただし、経営管理部長にあつては、経営企画課、危機管理課、広域連携課及び広域調整課に属する事務のうち経営戦略担当部長の所掌する事務を除く。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>経営戦略担当部長は、上司の命を受け、経営、企画、<u>危機管理</u>、広域連携及び広域調整に関する事務を統括し、当該事務を処理するため、経営企画課、<u>危機管理課</u>、広域連携課及び広域調整課に属する職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>5～7</u> (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 課長補佐は、課長を補佐するとともに、上司の指揮を受け、担当事務を掌理する。</p> <p>3・4 (略)</p>
---	---

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。